

香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

香芝市長 三橋 和史

香芝市条例第25号

香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第1号中「第2条の4第2項の表の第2欄」を「第2条の4第2項第1号」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。